

ぎふ清流文化プラザ1階エントランス自動ドア
取替工事に関する一般競争入札

<入札説明書>

令和7年7月

公益財団法人 岐阜県教育文化財団

この入札説明書は、ぎふ清流文化プラザ1階エントランス自動ドアに係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知のうえ、入札書を提出してください。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

ぎふ清流文化プラザ1階エントランス自動ドア取替工事

(2) 工事内容

別紙「仕様書」による。

(3) 工期

契約締結日から令和7年9月30日まで

(4) 工事場所

岐阜市学園町3-42 ぎふ清流文化プラザ1階

(5) 予定価格

4,868,600円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 最低制限価格制度

有

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に抵触しない者であること。

(2) 岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿（建設工事＜建具工事業＞）に登載されていて、岐阜県内に本店、支店、営業所を有すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第199条又は第200条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成13年4月1日工検第12号）に基づく入札参加資格停止措置を、当該一般競争入札対象工事の入札参加申請書の提出期限日から当該工事の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。

(6) 岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴力団措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止措置を、当該工事の開札を行う日までに受けていないこと、又は暴力団措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部署

住 所 〒502-0841 岐阜県岐阜市学園町3丁目42番地 ぎふ清流文化プラザ1階

部 署 公益財団法人 岐阜県教育文化財団 施設管理課

電 話 058-233-5810

FAX 058-233-5811

メール gecf@g-kyoubun.or.jp

(2) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに競争入札参加資格確認申請書（様式1）、誓約書（様式1－付属資料1）及び担当者届（様式1－付属資料2）を上記3の(1)まで提出（郵送可）し、競争入札参加資格の確認を受ける必要があります。

イ 提出期限

令和7年7月18日（金）17時

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和7年7月22日（火）までに通知します。期限までに提出がない場合又は入札参加資格がないと認められた場合は、入札に参加することはできません。

(4) 入札参加の辞退

3の(3)で競争入札参加資格が認められた後に、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式2）を入札執行日時までに3の(1)まで提出してください。

(5) 入札に関する質問等

入札説明書や仕様書の内容、その他本件入札についての質問は、下記期限までに書面（様式5）にて上記3の(1)まで提出（郵送・FAX・電子メール可）してください。

提出期限 令和7年7月18日（金）17時

質問に対する回答は、令和7年7月22日（火）までに、競争入札参加資格を満たした方全てに回答します。

4 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年7月24日（木）14時

(2) 場所

岐阜県岐阜市学園町3丁目42番地 ギフ清流文化プラザ4階 第三練習室

5 入札方法等に関する事項

(1) 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人により入札する場合には、入札前に委任状（様式4）を提出するものとします。

(2) 入札書（様式3）に記載する金額（以下「入札書記載金額」という。）

落札者の決定に当たっては、入札書記載金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

(3) その他

- ・入札書は、インク等の消散し難いものにより記載して下さい。
- ・入札書の金額及び数量は、訂正することができません。
- ・入札書の記載事項（金額及び数量を除きます。）を訂正する場合は、訂正印を押して下さい。
- ・入札書は封書にして下さい。
- ・一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することができません。
- ・使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

6 開札の日時及び場所

入札終了後、4の(2)の場所において直ちに行います。

7 開札方法

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いのもとに行います。

8 落札者の決定方法

(1) 原則

入札書比較価格の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって有効な入札を行った者を落札者とし、ただし、最低制限価格を設けているため、入札額が最低制限価格を下回った場合は、当該入札を失格とします。

(2) くじによる決定

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。なお、この場合においてくじを引くことを辞退することはできません。仮にくじを引かない者があるときは、代わりに本件入札事務に関係のない職員がくじを引きます。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とします。

- (1) 入札者が入札参加資格の確認において虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者が他人の代理人をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (4) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札書に記名押印がないとき。
- (6) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- (7) 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- (8) その他あらかじめ指定した事項に違反したとき。

10 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とします。

11 落札の無効

落札者が、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、当該落札は無効とします。

12 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証

契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければなりません。ただし、オの場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければなりません。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

エ 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）

オ 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とし

す。

- (3) 郵便及び電信による入札は認めません。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとします。
- (6) 落札者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとします。
また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。
- (7) 落札者は、落札者の決定後に別途指示する落札金額の内訳等に関する書類を提出するものとします。